

EMファンドの富裕層への販売について

	ケイマン籍私募投資信託 ケイマン籍私募投資法人	投資事業有限責任組合	国内私募投資信託
投資制限	○	○	ショートは信用銘柄のみ
投資家課税	申告分離課税	総合課税	申告分離課税
設立費用	設立費は5年償却	○（特例業務）	○
必要運用資産	10億円未満はパフォーマンスに影響	数億円	数億円~30億円
海外投資家	○	×	×
適格機関投資家	○	×	○

EMファンドの富裕層への販売について

